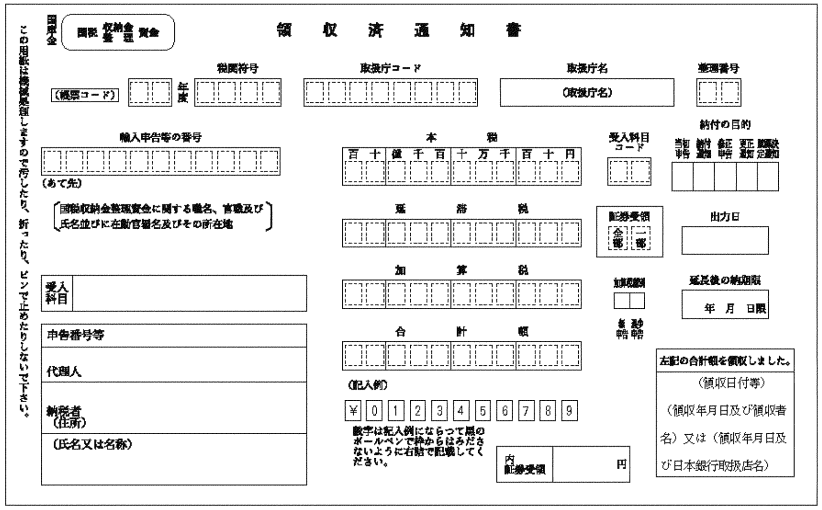
（第３片）




備考

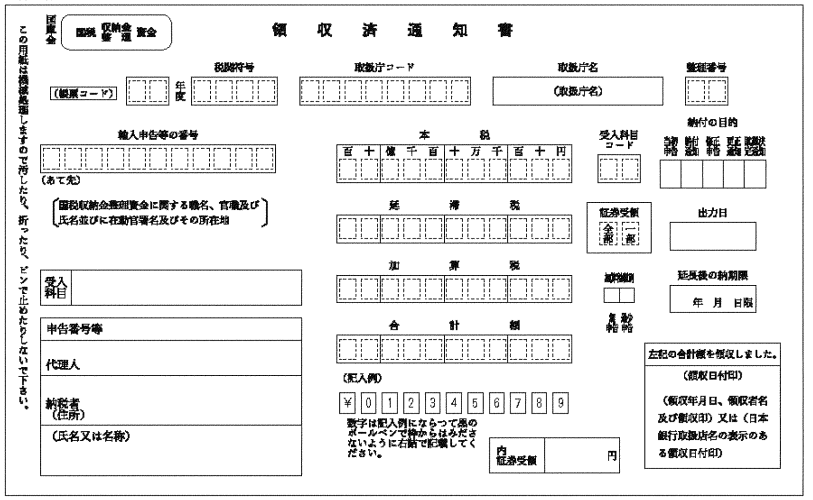
1　第１号書式備考（２を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納税者の住所及び氏名又は名称、金額並びに納付の目的は、法令に特段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

3　法第４条第１項の依頼により税関長が送付する納付書で、電子情報処理組織を使用して２に掲げる事項を記載するものについては、第１片の納付書・領収証書の受入科目と出力日の間に口座番号を記載するものとし、第２片の領収控及び第３片の領収済通知書に代え、付表の領収控及び領収済通知書を用いることができる。

4　年度、取扱庁名、受入科目、代理人並びに納税者の住所及び氏名又は名称のすべてが同一である二以上の関税等については、これらを一括して１枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。

（第３片）




備考

1　第１号書式備考（２を除く。）は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と読み替えるものとする。

2　年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納税者の住所及び氏名又は名称、金額並びに納付の目的は、法令に特段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。

3　法第４条第１項の依頼により税関長が送付する納付書で、電子情報処理組織を使用して２に掲げる事項を記載するものについては、第１片の納付書・領収証書の受入科目と出力日の間に口座番号を記載するものとし、第２片の領収控及び第３片の領収済通知書に代え、付表の領収控及び領収済通知書を用いることができる。

4　年度、取扱庁名、受入科目、代理人並びに納税者の住所及び氏名又は名称のすべてが同一である二以上の関税等については、これらを一括して１枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、１件別の内訳を付記するものとする。